
美しい里 「小倉の里会」

第11回 会員総会

(書面決議)

2019(R元)年7月



議 案

■第1号報告:2018(H30)年度 会計報告

■第1号議案:会則改訂の件



監査報告書

私は、小倉の里会の令和3年3月期の
会計について監査した。
監査の結果、当会は適法かつ正確に
処理されていることを認めた。

令和元年6月22日

小 倉 の 里 会
会 計 監 査

新 庄 和 彦



第1号報告 2018 (H30) 年度会計報告

1、収支計算書(平成30年4月1日から平成31年3月31日)

単位:円

■収支実績

単位:件 円

	18年実	19年予算	19年実	前年比	予算比	予算差	
会員数	271	270	272	100.4%	100.7%	2	
繰越	165,441	180,393	180,393				
会費収入	272,000	270,000	272,000	100.0%	100.7%	2,000	
入会金	13,000	5,000	9,000	0.0%	180.0%	4,000	*新規入会9件
賛助会費	36,000	15,000	40,000	111.1%	266.7%	25,000	*新築7件
懇親参加費	24,500	20,000	19,500	79.6%	97.5%	-500	*49名参加
寄付その他	137,500	0	73,000	53.1%		73,000	
別荘案内板	22,000	0	46,000	209.1%		46,000	*プレート申込
会費先入金	3,000	0	6,000	200.0%		6,000	
利息収入	0	0	0			0	
収入合計	508,000	310,000	465,500	91.6%	150.2%	155,500	
印刷費	23,875	25,000	21,890	91.7%	87.6%	-3,110	
郵送費	25,348	27,000	27,080	106.8%	100.3%	80	
通信費	9,699	10,000	10,671	110.0%	106.7%	671	
会議費	8,900	8,400	7,650	86.0%	91.1%	-750	
電気代	17,131	18,000	18,855	110.1%	104.8%	855	
賃貸借料	3,600	3,600	3,600	100.0%	100.0%	0	
事務用品	4,514	5,000	5,610	124.3%	112.2%	610	
設備費	223,203	76,000	5,000	2.2%	6.6%	-71,000	*倒木処理
別荘案内板	19,753	0	41,471	209.9%		41,471	*プレート支払い
管理費	30,000	30,000	30,000	100.0%	100.0%	0	
総会懇親会	22,701	25,000	15,094	66.5%	60.4%	-9,906	
諸手数料	2,324	2,000	1,136	48.9%	56.8%	-864	
寄付	100,000		0				
先入金戻し	2,000	0	5,000			5,000	
支出合計	493,048	230,000	193,057	39.2%	83.9%	-36,943	
来期繰越	180,393	280,393	452,836			172,443	

第1号議案：会則改訂の件

変更のポイント	現	新
第4条(会員) ・会員資格の明確化 ・会員資格喪失の新設	1、本会は、下記の者をもって会員とする。 ・小倉の里正面入り口及び女街道入口道路を利用 して出入りする土地・建物等の利用者、所有者、 居住者ならびに開発業者、建築業者等。 ・開発業者、建築業者等は、工事期間中賛助 会員とする。	1、本会は、下記の者をもって会員とする。 ・小倉の里正面入り口及び女街道入口道路を利用して出入りする土地・建物等の利用者、 所有者、居住者ならびに開発業者、建築業者等とし会費を納入した者を会員とする。 ・開発業者、建築業者等は、工事期間中のみ賛助会員とする。 2、退会の意思表示した者、年会費を2年間滞納した者は、会員資格を 喪失する。 3、退会した場合でもすでに収めた会費は返却しない。
第6条(役員) ・役員構成の変更	1、変更なし 2、変更なし 3、役員は居住者と別荘利用者で構成し、 <u>別荘 利用者の役員を過半数とする。</u>	3、役員は居住者と別荘利用者で構成し、各地区よりバランスよく役員を選出するよう努める。
第9条(総会) ・議決書の明確化 ・議事録の明確化	1、総会は本会の最高意思決定機関であり、そ の議決は出席会員の過半数による。 2、変更なし 3、変更なし	1、総会は本会の最高意思決定機関であり、その議決は出席会員(議決書提出を含む)の過半 数による。 4、総会議事録は、会長・副会長が記名・押印し、事務局が保管する。
第13条 (別荘案内等) ・消費税改定に伴う 実費を下記規程に 新設	1、変更なし 2、変更なし 3、別荘案内板、別荘表札板の取付を希望す る会員は、所定の申込書を事務局に提出し、 実費を支払う。実費は、 <u>1枚3000円とする。</u>	3、別荘案内板、別荘表札板の取付を希望する会員は、所定の申込書を事務局に提出し、実費 を支払う。実費は、別途小倉の里会規程で定める。
第14条 (規程の策定)	新 設	1 本会の円滑かつ効率的な運営を図るため、本会則を補完する小倉の里会規程を設ける。 2、規程の策定および改訂は、役員会の決議による。